

第9回木曽川下流水防災協議会

～河川行政に関する最近の話題～

(1) 水防災関係リンク集	2
(2) 観光客（外国人向け）アプリの紹介	9
(3) 個別避難計画の活躍例と支援策の紹介	11
(4) 要配慮利用施設の避難事例（情報提供依頼）	18
(5) 要配慮者利用施設の避難確保の取り組み	19
(6) 流域治水のさらなる加速化に向けて	22
流域治水施策集、リスクマップの作成推進、ワンコイン浸水センサ実証実験	
地方公共団体が管理する河川などに対する支援（地方債の活用事例）	
(7) 水防の見える化（活動報告）	33
(8) 浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消	34
(9) まるごとまちごとハザードマップの推進	36
(10) マイ・タイムラインの取組・支援	37
(11) IDR4Mの社会実験の実施について	38
(12) 地域連携BCPの取り組みについて紹介	41

水防に役立つ各種ホームページをお知らせします。

- ・ 重ねるハザードマップ : 洪水、土砂災害、高潮、道路防災情報、地形分類を重ねて表示できます。
(1-A) **R5年5月リニューアル**
『<https://disaportal.gsi.go.jp/>』
- ・ 水害リスクライン : 6時間先の予測水位が確認できます。
(3-A) ※必要に応じて、予測水位が確認出来る「URL」「ID」及び「パスワード」を連絡します。
- ・ 川の防災情報 : 雨の状況、川の水位、浸水の危険性、川の予警報、ライブカメラ画像など、リアルタイムの情報を入手できます
(3-A) 『<https://www.river.go.jp/index>』
- ・ 地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）
(2-D) : 河川が堤防決壊などにより氾濫した際に、いつ、どこが、どのくらいの深さまで浸水するかをアニメーションやグラフで情報を提供しています。
『<https://suiboumap.gsi.go.jp/>』
- ・ 防災ポータル : 7カ国語で各種防災情報を表示します。
(2-B) 『<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/olympic/>』

「重ねるハザードマップ」がユニバーサルデザイン化されました。1/2

- 目の不自由な方でも、音声読み上げソフトを利用することで自宅等の災害リスクを知ることができるように「重ねるハザードマップ」を改良。
- アイコンや地図上をクリックしなくても住所を入力する、または現在地を検索するだけで、その地点の自然災害の危険性が自動的に文章で表示される機能を追加。

【WG会議でのご意見】

- ・ 音声で情報を教えてくれるのは良い
- ・ 各種水害の情報が一度に分かるのは良い
- ・ ユーザーインターフェイスがよくなく使い方が分かりにくい
- ・ 凡例を最初から提示してほしい
- ・ 機能が多すぎて複雑

【トップページ変更内容】

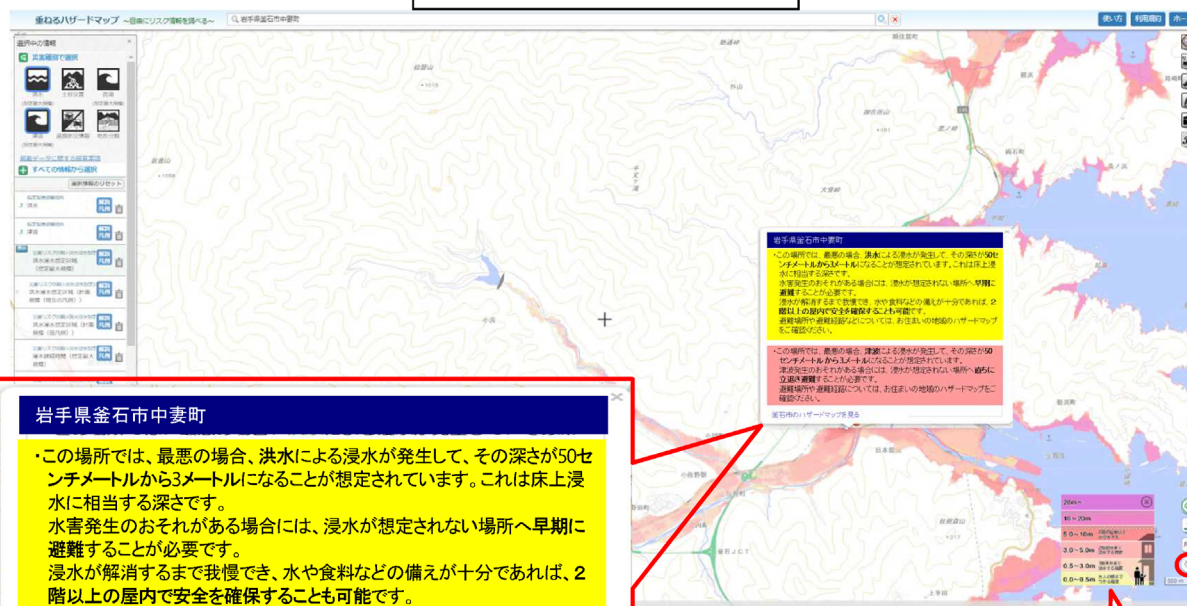
- ・ 読み上げ機能への対応を意識したシンプルな構造
- ・ テキスト情報だけで構成や内容が把握できるよう工夫
- ・ 多くの人に理解できるよう、平易な言葉遣いを使用
- ・ 画像ファイルには代替テキストを表示する



「重ねるハザードマップ」がユニバーサルデザイン化されました。2/2

- 住所を入力後、または現在地を検索後に遷移する地図画面では、その地点の自然災害の危険性の他、浸水深の凡例を自動的に表示。
- 災害時にとるべき行動(立退き避難、屋内安全確保)や危険度のレベルに応じて文字の背景を色分けして表示
- 地図画面上のGPSボタンをクリックすると現在地の自然災害の危険性を表示
- 誰でも使いやすいサイトへの改良を進め、令和5年出水期までの実装を目指す

PC版サイトイメージ



岩手県釜石市中妻町

・この場所では、最悪の場合、洪水による浸水が発生して、その深さが50センチメートルから3メートルになることが想定されています。これは床上浸水に相当する深さです。
水害発生のおそれがある場合には、浸水が想定されない場所へ早期に避難することが必要です。
浸水が解消するまで我慢でき、水や食料などの備えが十分であれば、2階以上の屋内で安全を確保することも可能です。
避難場所や避難経路などについては、お住まいの地域のハザードマップをご確認ください。

・この場所では、最悪の場合、津波による浸水が発生して、その深さが50センチメートルから3メートルになることが想定されています。
津波発生のおそれがある場合には、浸水が想定されない場所へ直ちに立退き避難することが必要です。
避難場所や避難経路については、お住まいの地域のハザードマップをご確認ください。

釜石市のハザードマップを見る

- ・ 災害時にとるべき行動(立退き避難、屋内安全確保)が分かるようコメントを色分けして表示

スマホ版サイトイメージ



岩手県釜石市中妻町

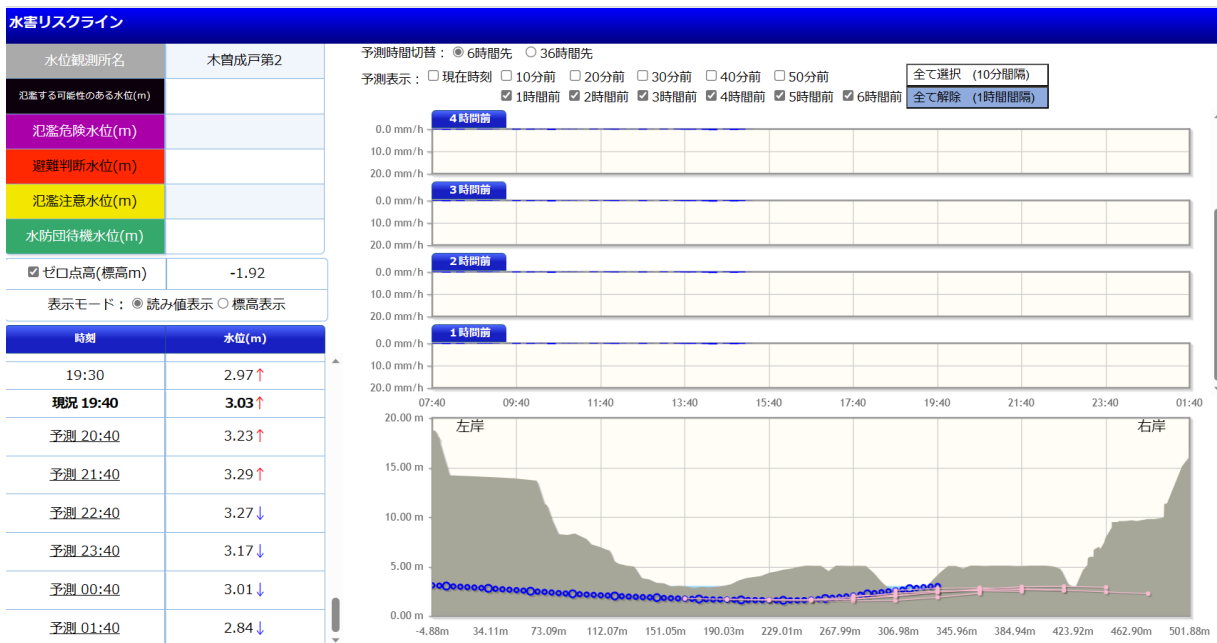
・この場所では、最悪の場合、洪水による浸水が発生して、その深さが50センチメートルから3メートルになることが想定されています。これは床上浸水に相当する深さです。
水害発生のおそれがある場合には、浸水が想定されない場所へ早期に避難することが必要です。
浸水が解消するまで我慢でき、水や食料などの備えが十分であれば、2階以上の屋内で安全を確保することも可能です。
避難場所や避難経路などについては、お住まいの地域のハザードマップをご確認ください。

釜石市のハザードマップを見る

GPSボタンをクリックで
現在地の自然災害の
危険性を表示

浸水深の凡例を
自動で表示

「水害リスクライン」では、上流から下流まで連続的に洪水の危険度とともに6時間先の予測水位が確認できます。



←6時間先の予測水位
(イメージ)

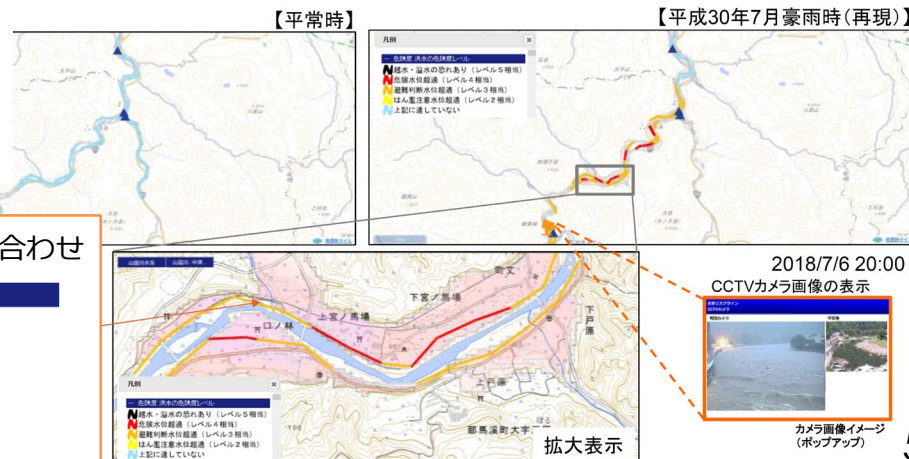
危険度 洪水の危険度レベル

- 氾濫している可能性 (警戒レベル5相当)
- 氾濫危険水位超過相当 (警戒レベル4相当)
- 避難判断水位超過相当 (警戒レベル3相当)
- 氾濫注意水位超過 (警戒レベル2相当)
- 上記に達していない

浸水想定区域図の重ね合わせ

- 浸水想定区域図 浸水深
- 20.0m超～
 - 10.0m超～20.0m以下
 - 5.0m超～10.0m以下
 - 3.0m超～5.0m以下
 - 0.5m超～3.0m以下
 - 0.0m超～0.5m以下

上流から下流までの洪水の危険度
(イメージ) →



「川の防災情報」では、スマートフォンやインターネットで水位情報や河川カメラ画像などをリアルタイムで配信し、いつでも、どこでも避難に必要な情報を入手できる情報を提供します。

■川の防災情報

<https://www.river.go.jp/>



被害情報

気象警報・
注意報、土砂
災害警戒情報

洪水予報、
水位到達情報

洪水キキクル
(危険度分布)

水害リスクラ
イン (洪水の危
険度分布)



レーダ雨量
(XRAIN)

河川カメラ

洪水の危険性
が高まっている
河川

ダム放流通知

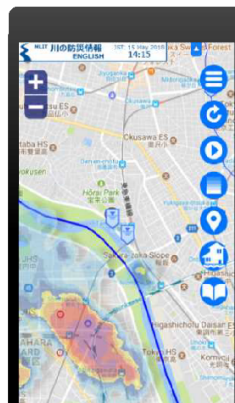
土砂キキクル
(危険度分布)

避難情報

様々な河川・気象情報を提供

■「川の防災情報」英語版 【試行版】

<https://www.river.go.jp/e/>



身近な「雨の状況」、「川の水位とカメラ画像」、「洪水の危険度」などをリアルタイムで配信

川の水位、カメラ画像、浸水想定など

川の水位や雨の現在の状況がわかる

川の水位で現在の氾濫の危険性がわかる

浸水想定で、仮に氾濫したらどのくらい
浸水する危険性があるかがわかる

川の水位に応じた洪水予報などの発表情報も
見ることができる

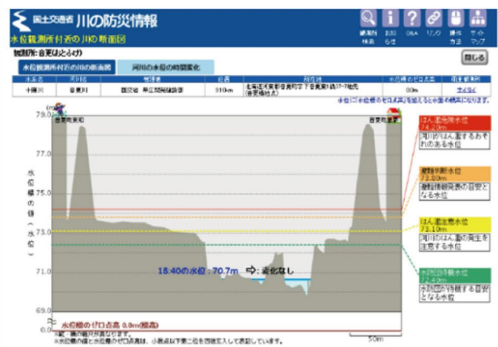
いつも持っているスマートフォンで
川の防災情報を見ることができる



「浸水ナビ」では、河川が堤防決壊などにより氾濫した際に、いつ、どこが、どれくらいの深さまで浸水するかをアニメーションやグラフで提供しています。

地点別浸水シミュレーション検索システム(浸水ナビ) 中心緯度 43.004471 経度 143.212797 移動 度分秒

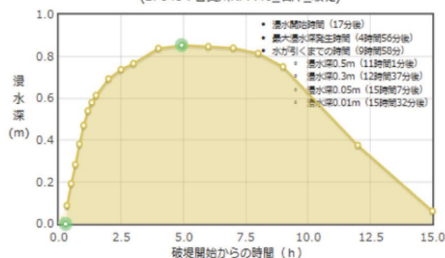
出水時に監視すべき、河川の水位情報(テレメータ水位)の表示が可能



堤防番号 河川区地名 河口からの距離

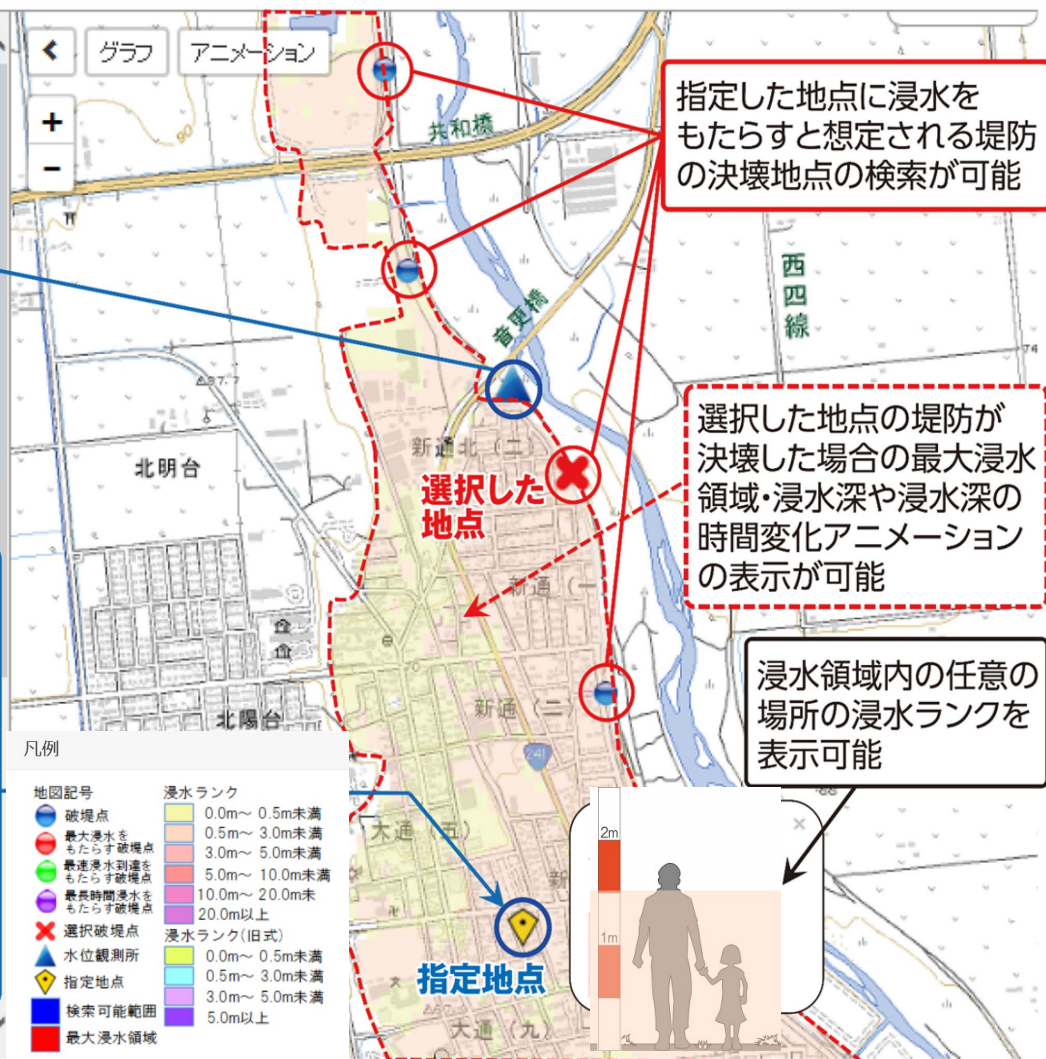
指定した地点における浸水シミュレーショングラフの表示が可能

浸水シミュレーショングラフ
(BP048: 音更川KP7.40_右岸_破堤)



*折れ線グラフの破堤部分はデータがないため推定となります。
*グラフ画面内でマウスホイール操作するとグラフの拡大・縮小ができます。
*拡大したグラフをマウスドラッグ操作するとグラフ表示内容の移動ができます。
指定地点の標高(T.P.) 65m

●なし ○氾濫水到達時間 ○浸水継続時間



指定した地点に浸水を
もたらすと想定される堤防
の決壊地点の検索が可能

選択した地点の堤防が
決壊した場合の最大浸水
領域・浸水深や浸水深の
時間変化アニメーション
の表示が可能

浸水領域内の任意の
場所の浸水ランクを
表示可能

「防災ポータル」では、防災情報307サイトがひとまとめになっているサイトです。
また、7カ国語で各種防災情報を提供します。

「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」 <多言語対応サイトは 151サイト (平成4年8月時点)>

今後も
追加予定!

防災情報307サイトがひとまとめ! 簡単アクセス! 7言語に対応!

(英語、中国語(簡体・繁体)^{かんたい はんたい}、韓国語、タイ語、ベトナム語、ポルトガル語)

Point 豊富なコンテンツ

日頃から知ってほしい情報

- 被害想定
- 身の守り方
- 路線情報
- 私たちの取り組み

旅のお供! お役立ち情報

- 観光情報
- 路線情報

災害時、見てほしい情報

- 被害状況
- 気象状況
- 逃げるための情報
- 交通・物流情報
- 被災者支援情報
- 安否情報
- ライフライン情報
- 地域の情報

Point 対応言語は7言語



※順次対応予定

Point 様々な災害に対応



出典：国土交通省 河川事業概要2023

プッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」概要①

令和2年3月現在

国土交通省
観光庁

機能

- ・ 自然災害の多い日本において訪日外国人旅行者が安心して旅行できるよう、平成26年10月から提供を開始した観光庁監修の外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ。
- ・ 日本国内における緊急地震速報、津波警報、気象特別警報等をプッシュ型で通知できる他、周囲の状況に照らした避難行動を示した対応フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を提供。

■対応言語：14か国語15言語

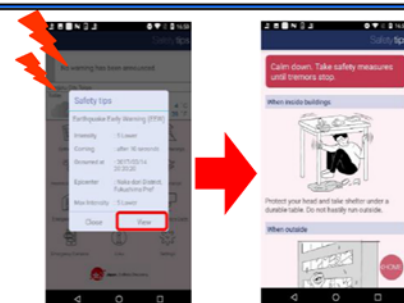
英語・中国語（簡体字/繁体字）・韓国語・日本語・スペイン語・ポルトガル語・

ベトナム語・タイ語・インドネシア語・タガログ語・ネパール語・クメール語・ビルマ語・モンゴル語

■アプリ利用料：無料

■プッシュ通知される情報

緊急地震速報、津波警報、気象特別警報、噴火速報、熱中症情報、弾道ミサイル発射等の国民保護情報、避難勧告等



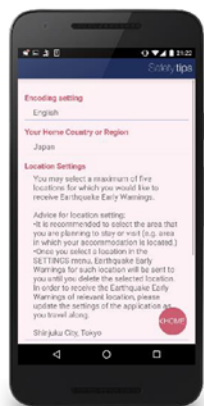
プッシュ通知

とるべき行動

Android:



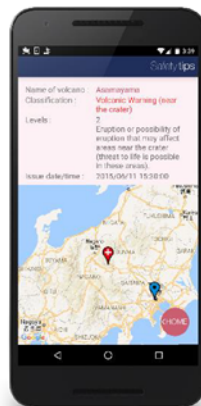
iPhone



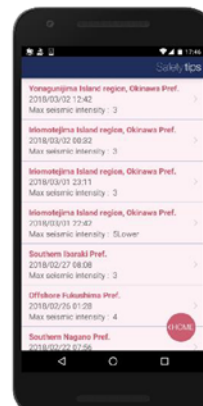
言語はアプリ内
設定ボタンで選択可能



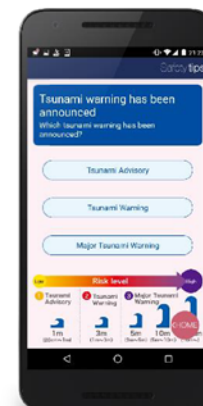
地震発生時の
周辺震度も表示



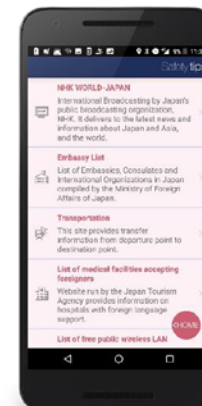
災害発生箇所と
現在地の見える化



災害情報の履歴も表示



対応フローチャート



リンク先

プッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」概要②

令和2年3月現在

国土交通省
観光庁



個別避難計画づくりにおける地域おこし協力隊の活躍例・支援策＜内閣府＞

個別避難計画の施策概要

…P.1～ P.3

個別避難計画づくりにおける地域おこし協力隊の活躍例

1	地域の個別避難計画づくりの現場で活躍している事例（徳島県美波町）	P.4
---	----------------------------------	-----

個別避難計画に関する支援策一覧

	施 策 名	概要資料	施策概要	担当部署	連絡先	(参考) 関連するウェブサイトのURL等
1	モデル事業の実施 〔令和3年～〕	P14	個別避難計画の作成に取り組む市町村にとって参考となる事例を全国に横展開するもの	内閣府政策統括官（防災担当） 付参事官（避難生活担当）	03-3501-5191	https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyo/usei/r4modeljigyo.html
2	わかりやすい手引きの提供〔令和5年1月〕	P16	個別避難計画の作成に取り組む市町村職員や関係者に作成の手順をわかりやすくまとめたもの	内閣府政策統括官（防災担当） 付参事官（避難生活担当）	03-3501-5191	https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyo/usei/r4kohou.html
3	ウェブサイトを通じた情報の提供〔令和3年～〕	P17	ウェブサイトを通じて計画作成にあたり留意する事項や手順等を網羅的にまとめた取組指針や事例等の情報を提供するもの	内閣府政策統括官（防災担当） 付参事官（避難生活担当）	03-3501-5191	https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyo/usei/yoshiensha.html



災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

公布日：令和3年5月10日 施行日：令和3年5月20日

趣 旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%・避難指示で避難すると回答した者：40.0%



避難情報の報道イメージ
(内閣府で撮影)

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。

2) 個別避難計画(※)の作成

<課題>

避難行動要支援者名簿(平成25年に作成義務化)は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

近年の災害における犠牲者のうち
高齢者(65歳以上)が占める割合
令和元年東日本台風：約65%
令和2年7月豪雨：約79%



避難行動要支援者が
災害時に避難する際のイメージ

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。

任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10% 任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%
※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐づく情報を活用

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／ 広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難(広域避難)させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

②災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

個別避難計画の概要

○高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画

○これまで取組指針^(※)で作成を促してきたが、災害対策基本法に位置付け、さらに取組を促す

(※)避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 平成25年8月 内閣府(防災担当)

【取組指針に基づく市町村の作成状況】計画の作成が完了している市町村:約8% 一部の計画の作成が完了している市町村:約59% 未作成:約33%

令和4年1月1日現在

対 象 者

○高齢者や障害者などのうち自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作 成

○市町村が作成に努める(努力義務)ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成

※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成

※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成

※個別避難計画の作成に要する経費について、普通交付税で措置

記 載 内 容

(氏名、住所等のほか) ○避難支援等を実施する者 ○避難先 等

個別避難計画情報の避難支援等関係者^(※)などへの提供

(※)避難支援等関係者:消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

○適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画情報を避難支援等関係者などに提供

注) 個別避難計画情報: 個別避難計画に記載し、又は記録された情報

○平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人等^(※)の同意がある場合に提供し、災害時は本人等の同意を要しない

(※) 避難行動要支援者本人等: ①避難行動要支援者本人と

②支援をする避難支援等実施者

個別避難計画の作成に係る財政措置・支援策等

<作成に係る財政措置・支援策>

(財政措置)

●令和3年度より、市町村における個別避難計画の作成経費について新たに地方交付税措置

- ・優先度の高い方について、おおむね5年程度で作成に取り組むよう依頼
- ・作成には福祉専門職の参画も想定している。作成経費は、これまでの事例等から、福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など一人あたり7千円程度を要すると想定

(支援策)

●作成手順などを明示した具体的な取組指針の提示

→「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定）

※福祉避難所については、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（令和3年5月改定）

●優良事例を全国的に展開するためのモデル事業の実施（内閣府予算事業）

《令和3年度実績》

市町村事業 個別避難計画の作成プロセスの構築に取り組む市町村の事業（計34団体）注）特別区も市町村事業の対象となる

都道府県事業 管内の市町村事業の成果等を共有する場を設け、意見交換をして

改善し、横展開をすることなどに取り組む都道府県の事業（計18団体）

《令和4年度》

令和4年度においても、自治体における個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築するため、引き続き、モデル事業を実施。（市町村23団体、都道府県11団体）

●活用の可能性がある既存の補助制度（※）の紹介・周知

※防災・安全交付金や農山漁村地域整備交付金は、個別避難計画の作成に活用できる可能性がある

地域の個別避難計画づくりの現場で活躍している事例 (徳島県美波町)

取組内容

(1) 契機

- 毎年の風水害や土砂災害などの自然災害に向き合いながら、南海トラフ地震への備えにも取り組むことが必要であることから、住み慣れた地域で暮らし続けていくために、徳島県美波町にある西の地町内会を組織母体として「西の地防災きずな会」を組織し、防災を入口として地域づくりのための多様な活動に取り組んできました。
- このような地域主体の取組を、更に一步前進させるため、同町では、西の地防災きずな会において、住民の絆を深める取組、高齢者の生活支援、防災事業や事前復興まちづくりなどに取り組む隊員を募集しました。

(2) 取組内容等

- 自主防災組織である「西の地防災きずな会」を基盤に、同会が運営する「まったりカフェみなみ」※の営業に参画するとともに、地域活動に参画し顔の見える関係づくり、そして、防災関係の活動として、
 - ・ 子ども防災教室の開催
 - ・ 個別避難計画の作成に向けて、避難行動要支援者のご自宅を訪問して聞き取り調査を実施
 - ・ 広域避難訓練への参画
 - ・ 消防や民生委員の協力を得て要支援者も参加しての津波避難訓練を実施（実施後には個別避難計画作成に向けての振り返りも実施）
 - ・ 防災サンタとして高齢者のご自宅訪問などに取り組む、地域主体の取組のエンジンとしての役割を果たしていただいています。
このような活動により個別避難計画を含めた「西の地」地区の防災対策が前進しています。

※まったりカフェみなみ：自主防災組織「西の地防災きずな会」が運営するコミュニティカフェ。災害時における地域の共助の取組の結節点、そして、災害後のしなやかな復興を目指し、平常時から顔の見える関係づくりに取り組んでいる。



【地域おこし協力隊員が企画した避難訓練のようす】



【個別避難計画作成に向けた話し合いのようす】



【高齢者のご自宅訪問をしているようす】

わかりやすい手引き「個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ」の提供

- 個別避難計画を、どうやってつくったらよいか、作成する手順がよくわからないという声をよくお聞きします。
○ このため、個別避難計画の作成に取り組もうとしている市町村の担当者や関係者の方々に向けて、内閣府が実施しているモデル事業の参加団体の取組を基に、作成手順を整理したものを、取組の参考として、お示ししたものです。

目次

(表紙)

計画づくりや避難訓練等の写真

(はじめに)

P.1 個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ

(取組手順の例)

P.2 【例1】ケアマネジャー等の平素の取組の延長で取り組んでいただく場合

P.4 【例2】自主防災組織など地域主体の取組から着手する場合

P.6 【例3】本人・地域記入の個別避難計画から着手する場合

P.8 【例4】避難訓練や防災まち歩き等の延長で取り組んでいただく場合

(取組のポイント)

P.9 市町村のみなさまが個別避難計画の作成により取り組みやすくなるために

(ひな形)

P.10 個別避難計画のイメージ

(裏表紙)

連絡先や詳細な資料のURL等

この手引きの掲載場所

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaiyaagyou/sei/r4kohou.html>

(例2)

自主防災組織など地域主体の取組から着手する場合

知る
学ぶ

自主防災組織や自治会、民生委員など地域の関係者が集まり、住んでいる地域でおくる災害や避難について話し合い、個別避難計画のを知る機会を持ちます。

考える

避難行動要支援者の方が避難するために、事前に決めておかないといけない事柄を自主防災組織など地域の関係者と一緒にそれぞれの立場から考えてみましょう

様式を
つくる

避難のために事前に決めておかないといけない事柄をExcelやWord等で個別避難計画の様式にします。

本人へ
の説明
など

民生委員など、避難行動要支援者のことをよく知る人と一緒に、災害や個別避難計画のことを本人に説明し、作成の同意をいただきます。

みんなで
つくる

自主防災組織や自治会、民生委員、本人や家族、市町村の職員が公民館などに集まり、情報を共有して、一緒に考え、個別避難計画の様式に書き込んでいきます。

完成

必要なことが書かれていることを確認して完成です。
(※本人や避難支援等実施者等と必要な情報を共有します。)

※裏面(4ページ)は、この手順で取り組むことになった場合など、詳しくわしく知りたくなったときにお読みください。

(個別避難計画のイメージ)

●●町個別避難計画

避難行動要支援者

ふりがな	ばんどう たろう	計画的避難避難 要支援者等に 該当するに 該当します	生年月日	平成●●年●●月●●日
氏名	坂東 太郎	性 別	男 女	
住所又は居所	●●町字◆◆23番地	避難するときに必要な支援の内容		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-1234	聞こえに関して支援して いただきたいです		

避難支援等実施者

ふりがな	ふくし うめこ	計画的避難避難 要支援者等に 該当するに 該当します	できること
氏名又は名称	福祉 梅子		☒ 高齢者等避難などの避難情報の伝達 ☒ 避難しているかの確認 ☐ 避難先に一緒に行く ☒ その他 (※具体的な書いてください メールやFAXで、避難しているかを確認)
住所又は居所	●●町字◆◆35番地		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-5678		
ふりがな	ぼうさい いちろう	計画的避難避難 要支援者等に 該当するに 該当します	できること
氏名又は名称	防災 一郎		☐ 高齢者等避難などの避難情報の伝達 ☒ 避難しているかの確認 ☐ 避難先に一緒に行く ☐ その他 (※具体的な書いてください 避難先に一緒に行く(携帯がけい確認))
住所又は居所	●●町字◆◆56番地		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-6789		
ふりがな	しかくしかくじちがい	計画的避難避難 要支援者等に 該当するに 該当します	できること
氏名又は名称	◆◆自治会		☐ 高齢者等避難などの避難情報の伝達 ☒ 避難しているかの確認 ☒ 避難先に一緒に行く ☐ その他 (※具体的な書いてください 水筒持参に書いてください)
住所又は居所	●●町字◆◆78番地		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-7891		

避難先・避難経路・その他

避難先	避難経路	その他
自宅(※屋内安全確保の場合) ◆◆公民館(※立退き避難の場合)	自宅→町字◆◆号館を渡る→◆◆公民館 (※避難経路が複数ある場合は、 X印を付けて避難経路を明示してください。) X印を付けて避難経路を明示してください。	玄関先に必要なお茶を入れている 非常用持ち出し袋を準備している ので、忘れず持ち出すよう、 みんなで声かけしてください。

災害時の御相談先：●●町●●課●●係 ●●●-●●●-●●●●

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 改定のポイント (令和3年5月)

■改定の経緯…「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」令和2年12月24日

＜課題・背景＞

- 近年の災害においても高齢者や障害者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%であった
- 災害時の避難支援等を更に実効性のあるものにするためには、個別避難計画の作成促進が重要

■災害対策基本法の改正（令和3年5月）

避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成を市町村の努力義務とするとともに、作成に必要な個人情報の利用及び個別避難計画の活用に関する平常時と災害発生時における避難支援等関係者への情報提供について、個人情報保護条例等との関係を整理の上、規定を新設

主な改定内容（記載の追加）

○優先度の高い避難行動要支援者についての個別避難計画の作成目標

- ・市町村が主体となり、地域の実情に応じておおむね5年程度で作成に取り組む

○個人番号を活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・更新

- ・個人番号（マイナンバー）を活用して、避難行動要支援者名簿・個別避難計画に記載する情報を取得できるようになり、自治体職員の業務負担の軽減や、現状に即した避難支援等につながる

○個別避難計画の作成に関する留意事項

- ・計画作成の業務には、本人の状況等をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が極めて重要
- ・避難を支援する者の確保（個人とともに団体（自主防災組織や自治会等）も避難支援等実施者になり得る）
- ・避難を支援する者の負担感の軽減（複数人で役割分担をする、地域の避難訓練等を通じた支援者の輪を広げる取組）
- ・計画の作成後も、計画内容の改善や避難の実効性の向上につながるため、避難訓練を行うことが適切
- ・個別避難計画情報についての避難支援等関係者への提供（本人の同意又は条例に特別の定めがある場合は、平時から地域の自主防災組織や消防団、民生委員等の避難支援等関係者と情報を共有）
- ・社会福祉施設等から在宅に移る避難行動要支援者については、速やかに避難行動要支援者名簿に記載し、避難支援に切れ目が生じないように留意 など

要配慮利用施設における避難事例がありましたら、情報提供してください。

特別養護老人ホーム「けいわ苑」の事例

【福島県喜多方市】

- 令和4年8月3日からの大雨により、喜多方市塩川町にある特別養護老人ホーム「けいわ苑」では、浸水前に、職員が1階にいた高齢の利用者39人を2階以上に垂直避難させ、人的被害はなかった。
- 施設では、ハザードマップを通して、河川氾濫の危険性を認識しており、常日頃から付近の河川の危機管理型水位計(福島県設置)の水位情報を確認していた。
- 水防法に基づく避難確保計画を作成しており、毎年避難訓練を実施するなど平時から災害に対する備えの意識が高かった。

【避難までの経緯】(※施設職員への聞き取りによる)

8/3 23:00

姥堂川の前田橋観測所(危機管理型水位計)が危険水位を超過

8/3 23:30

危険水位超過をふまえ、職員を緊急参集し、1階の入居者を垂直避難させるよう指示

8/4 00:20

全員の避難を完了

8/4 01:35

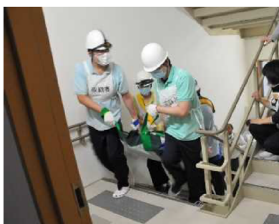
敷地内の駐車場で冠水が始まったため、施設の入り口に土のうを設置

8/4 02:30

施設内にも浸水が始まる

【けいわ苑の浸水状況】

訓練実施状況



【被害状況】(喜多方市)
人的被害：なし
住家被害：床上浸水16棟
床下浸水109棟
(福島県被害状況即報第24報より)

喜多方市阿賀川・日橋川
洪水ハザードマップ

【凡例】

- 10.0m 以上の区域
- 5.0m ~ 10.0m 未満の区域
- 3.0m ~ 5.0m 未満の区域
- 0.5m ~ 3.0m 未満の区域
- 0m ~ 0.5m 未満の区域



【施設長コメント】

「ハザードマップや避難訓練を通して、近くを流れる川の危険性は認識していたので、無事に避難を終えることができました。入所者の命の安全を確保し、安心して暮らせるよう今後も努めていきたい」

(NHKニュース記事より)



(写真: けいわ苑提供)



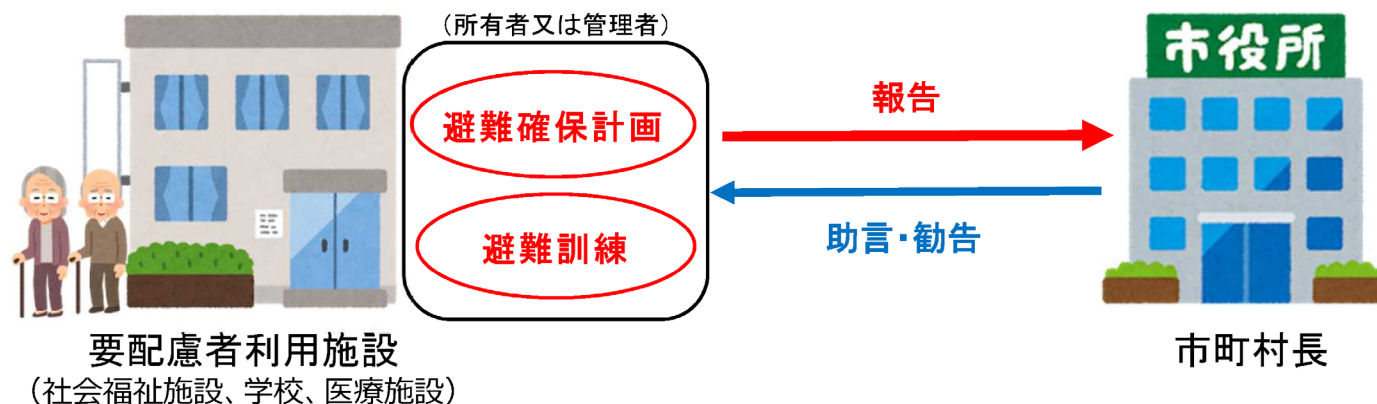
(写真: 喜多方市提供)

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成と訓練の実施

【水防法、土砂災害防止法】

- 岩手県岩泉町の被災を受けて、平成29年に水防法と土砂災害防止法が改正され、市町村の地域防災計画に位置づけられた高齢者施設等の要配慮者利用施設は、**避難確保計画の作成と市町村への報告、避難訓練の実施**が義務づけられました。
- 熊本県球磨村の被災を受けて、令和3年に水防法と土砂災害防止法が改正され、**市町村への訓練結果の報告**が義務づけられ、避難確保計画や訓練結果の報告を受けた**市町村が管理者等に対して助言・勧告**する支援制度が創設されました。

【要配慮者利用施設の避難確保措置のイメージ】



※市町村地域防災計画に位置付けられたものに限る

赤字：義務

水防法等に基づく要配慮者利用施設における取組状況 (令和4年9月30日時点)

<水防法>

市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設 : 116,178
うち 避難確保計画を作成済み : 99,149

<土砂災害防止法>

市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設 : 21,477
うち 避難確保計画を作成済み : 18,433

水防法関係

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定した洪水予報河川又は水位周知河川の浸水想定区域内に立地し、市町村防災会議等が作成する市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設が対象。

市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数	116,178
うち、避難確保計画を作成した施設の数	99,149
うち、計画に基づく避難訓練を実施した施設の数	40,011※

(※: 令和4年3月31日時点)

土砂災害防止法関係

- 都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域内に立地し、市町村防災会議等が作成する市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設が対象。

市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数	21,477
うち、避難確保計画を作成した施設の数	18,433
うち、計画に基づく避難訓練を実施した施設の数	8,832※

(※: 令和4年3月31日時点)

「災害情報普及支援室」による技術的助言等の支援措置

国水政第30号

平成25年7月11日

各地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長 あて

国土交通省水管理・国土保全局長

水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部施行について

【中略】

(1) 地方整備局等における相談窓口

平成17年に洪水ハザードマップの普及支援のために全国の地方整備局等の河川関係事務所に設置した「災害情報普及支援室」において、今後、洪水ハザードマップの普及支援のみならず、事業所等に対する説明会の開催等による水防法改正内容の周知及び水災防止の重要性に係る広報・啓発活動の実施や、避難確保計画及び浸水防止計画の作成、自衛水防組織の設置、訓練の実施等の技術的助言等の支援措置を積極的に実施されたい。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



Press Release

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和 5 年 3 月 28 日
水 管 理 ・ 国 土 保 全 局
都 市 局
住 宅 局

令和 4 年度の流域治水の取組の進展について ～令和 5 年度からの流域治水のさらなる加速化に向けて～

令和 4 年度においても流域治水プロジェクトの取組が全国で進展しています。令和 5 年度からの予算制度の拡充、流域治水施策集等の公表や水害リスクの見える化等により、流域治水の現場レベルでの実践をさらに加速化していきます。

○ 流域治水プロジェクトの取組の進展

- 一級水系において、令和 3 年度末に指標として見える化した 7 つの代表的な取組に係る全国的な流域治水の取組の実施状況を整理しました。(別添 1)

○ 流域治水に係る予算制度の拡充

- 令和 5 年度より、浸水や土砂災害の危険が高い地域における流域対策を一層推進するため、河川、砂防、下水道、まちづくり等のあらゆる分野において流域治水の取組に資する予算制度を拡充します。(別添 2)

○ 特定都市河川の指定拡大

- 令和4年度は、江の川水系、本川水系、六角川水系及び雲出川水系の4水系86河川が特定都市河川に指定され、全国の12水系で指定の手続きや検討が進められています。 (別添3)
- 令和5年度は、当面5年間に進める特定都市河川の指定等のロードマップを順次公表します。

○ 流域治水施策集（水害対策編）等の公表

- 流域関係者による施策の具体化・実践のため、令和4年12月に流域治水施策集（水害対策編）を公表しました。令和4年度末には、砂防や海岸における対策等を盛り込みました。 (別添4)
- その他、遊水地の整備や利活用等の事例集も公表しています。 (別添5)

○ 水害リスクの見える化・浸水状況のリアルタイム把握

- 全国の一級水系において、浸水リスクを見える化した水害リスクマップ（外水氾濫）を公表しました。 (別添6)
- ワンコイン浸水センサの実証実験において、浸水や水位の上昇を検知、リアルタイムで把握でき、有効性が確認できました。 (別添7)

○ 関係省庁、流域関係者との連携強化

- 令和5年1月に「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」を開催し、関係省庁間の連携強化を進めています。 (URL : <https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/renkei001.html>)
- 令和4年度の出水期において、全国のべ162ダムで事前放流を実施し、洪水に備えました。 (URL : https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000196.html)
- 民間企業による流域治水の取組を促進するため、令和4年度末に「流域治水オフィシャルサポーター制度」を創設しました。 (URL : <https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/supporter.html>)
- 流域における砂防事業と治山事業が一体となった流木対策計画策定を美瑛川で先行的に実施しました。 (別添8)

流域治水プロジェクトの主な取組の進展

別添 1

全国の流域治水プロジェクトの取組が令和4年度に着実に進んでいます。
令和5年度も、流域関係者の協働により地域の早期の安全・安心の確保に
引き続き取り組んでまいります。

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

被害対象を減少させるための対策

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

農地・農業用施設の活用



令和3年度末 437市町村
令和4年度末 502市町村

65市町村増加

山地の保水機能向上
および
土砂・流木災害対策

・ 治山対策等の実施箇所数

令和4年度実施分
1,433箇所 ※1

・ 砂防関係施設の整備数

令和4年度完成分
216箇所 ※1
(実施中は973箇所)

立地適正化計画における
防災指針の作成

令和3年12月末 29市町村
令和4年12月末 110市町村

81市町村増加

避難のためのハザード
情報の整備

・ 洪水浸水想定区域の指定河川数

令和3年12月末 1,763河川
令和4年 9月末 4,032河川

約2,300河川増加

・ 内水浸水想定区域図の作成団体数 ※2

令和3年11月末 81団体
令和4年 9月末 122団体

41団体増加

高齢者等避難の
実効性の確保

・ 避難確保計画の作成済みの施設数

(洪水)

令和3年9月末 77,595施設
令和4年9月末 99,149施設

約21,600施設増加

(土砂)

令和3年9月末 14,924施設
令和4年9月末 18,433施設

約3,500施設増加

(参考)

戦後最大洪水等に
対応した河川の整備

令和2年度 約66%
令和3年度 約67%
令和4年度 更新作業中

流出抑制対策の実施



令和3年度実施分 4,353施設 ※1
令和4年度実施分 更新作業中

高齢者等避難の
実効性の確保・ 個別避難計画を作成（全部又は一部）
済みの市町村数

令和4年1月末 1,167市町村
令和5年1月末 更新作業中

※1: 累計ではなく、単年度の実施箇所数

※2: 全国の作成団体数

流域治水の本格的実践（令和5年度新規事項一覧）

別添 2

○浸水の危険が高い地域における流域対策を一層推進するため、遊水地の機能の早期復旧等の河川分野だけでなく、下水道やまちづくり等のあらゆる分野において流域治水の取組に資する予算制度を拡充。

① 特定都市河川指定後の都道府県による計画策定への支援【水管理・国土保全局】

○特定都市河川の指定後、速やかに「流域水害対策計画」を策定し、流域のハード・ソフトの取組を計画的に実行するため、都道府県が行う計画策定を支援
※R5から5年間の時限措置
【対象：都道府県】

○併せて、今後5年間に於ける特定都市河川指定等について、R5出水期までに流域の関係者と調整し、ロードマップとして順次公表

④ 貯留機能保全区域における排水施設や環境整備への支援【水管理・国土保全局】

○区域に貯まった水の早期排水が可能となるよう地方公共団体が行う排水施設の整備を支援
【対象：地方公共団体（市町村、都道府県）】

○環境改善のため、耕作放棄地や用水路における土砂掘削等を河川管理者が行うことが可能に
【対象：河川管理者（国、都道府県）】



⑤ 土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりの推進【水管理・国土保全局】

○まちづくり連携砂防等事業を拡充し、まちづくりと砂防事業の計画が一体的に策定されている居住誘導区域等において重点的に土砂災害対策を実施し、防災まちづくりを推進
【対象：都道府県】

⑥ 事前防災のための防災集団移転促進事業の推進【都市局】

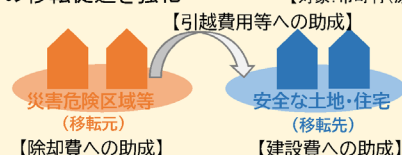
○事前移転の場合、一定の要件の下で補助対象経費の合計に設定されている合算限度額を設定しないこと等による事前防災の推進
【対象：市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）】

⑦ 災害リスクの低い地域への居住誘導の更なる推進【都市局】

○都市構造再編集中支援事業について、居住誘導区域への移転を支援する居住誘導促進事業における防災指針に位置付けられた災害リスクの高い地域からの移転支援を強化
【対象：市町村等】

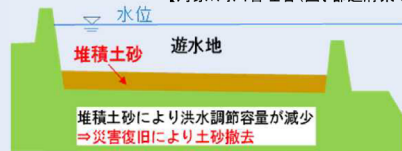
⑧ がけ地近接等危険住宅移転事業の制度拡充による移転促進【住宅局】

○危険住宅の除却等費に係る補助限度額を拡充し、ハザードエリア内に存する危険住宅の移転促進を強化
【対象：市町村（原則）】



② 災害復旧による遊水地の堆積土砂撤去【水管理・国土保全局】

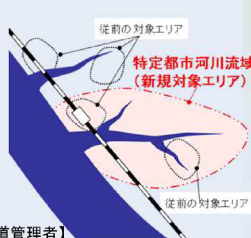
○遊水地へ湛水し、一定規模の堆積量が認められる場合、災害復旧にて土砂撤去が可能に
【対象：河川管理者（国、都道府県等）】



③ 特定都市河川流域における下水道整備への支援【水管理・国土保全局】

○「下水道浸水被害軽減総合事業」の対象エリアに特定都市河川流域を追加
【対象：下水道管理者等】

○雨水貯留浸透施設の整備について交付対象となる施設規模要件を緩和【対象：下水道管理者】



〈ハード・ソフトが一体となった流域治水の取組イメージ〉



○令和5年度予算概要 https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_008870.html

別添 3

- 流域治水関連法施行後**全国初の指定となる大和川水系大和川等**をはじめ、**13水系168河川**が指定されている



別添 4

③令和5年3月にVer2.0に更新。Ver1.0の内容に加え、山地や海岸における対策やコラム等の追加を実施



https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kasen/gaiyou/panf/sesaku/index.html)

流域関係者による施策の具体化・実践

別添5

「流域治水」の本格的な実践に向けて、遊水地を整備する際に活用されるよう、事業の概要・支援制度・遊水地内の上面利活用の事例等を分かりやすく簡潔にまとめました。

パンフレット・事例集(水管理・国土保全局)

https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/index.html

表紙

Ver.1

遊水地整備 & 利活用
事例集

令和5年3月
国土交通省 水管理・国土保全局 治水課

目次

- I 遊水地とは
- II 遊水地事業への支援制度
- III 耕作者への支援制度(農林水産省)
- IV 遊水地上面利活用の事例

I 遊水地とは

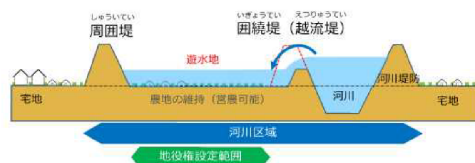
I 遊水地とは

遊水地の種類と整備の方法

遊水地の事業用地の整備方法は、大きく分けて2つの方法があります。

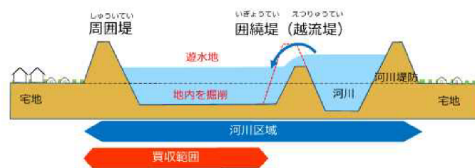
地役権補償方式

- 地役権補償方式とは、土地所有者が現在の土地利用を行いながら、さらに、河川管理者が必要な補償を実施したうえで、遊水地として使用する権利を設定する方法です。
- 地役権が設定されると、盛土などの行為が制限されます。



全面買収方式

- 全面買収方式とは、用地を買収し、現地盛を掘り下げて容量を確保する方法です。
- 地役権補償方式に比べ、必要となる面積が少なくなります。



IV 遊水地上面利活用の事例

淀川水系恩智川 花園多目的遊水地 大阪府

【花園多目的遊水地の概要】

- ・花園多目的遊水地は、大阪府の遊水地と東大阪市の総合公園(花園中央公園)が一体となった施設。
- ・遊水地内に仕切堤を設け、3つのゾーンに区分。公園の利用形態にあわせて、洪水の規模により段階的に貯留するなどの工夫を実施。
- ・「ラグビーの聖地」と呼ばれる東大阪花園ラグビー場も隣接しており、公園利用者は年間約49万人。継続的かつ日常的に賑わいを生み出すエリアになっている。

【河川名】

淀川水系恩智川

【所在地】

大阪府東大阪市松原南から吉田

【平常時利用】

占用地(東大阪市)が公園として利用

【活用事例】

公園、地震時の防災避難地 等

【活用頻度・利用人数】

公園利用等***年間約49万人

■施設に関する問合せ

大阪府河川室河川整備課計画G

TEL 06-6943-7409

■HP

<https://www.pref.osaka.lg.jp/ne/sougoutsu/hamazono.html>

■施設概要

完成年度 平成13年度

面積 14.1ha

貯留容量 32万m³

治水規模 1/14~1/30

平常時利用 都市公園

■現況写真



区分	治水規模	貯留容量	平常時利用
Aゾーン	50	14.1	32
Bゾーン	3.4	9.2	1/1.4
Cゾーン	5.6	13.7	1/10
Dゾーン	1.9	3.3	1/30
Eゾーン	3.2	5.8	1/30

■活用状況の写真



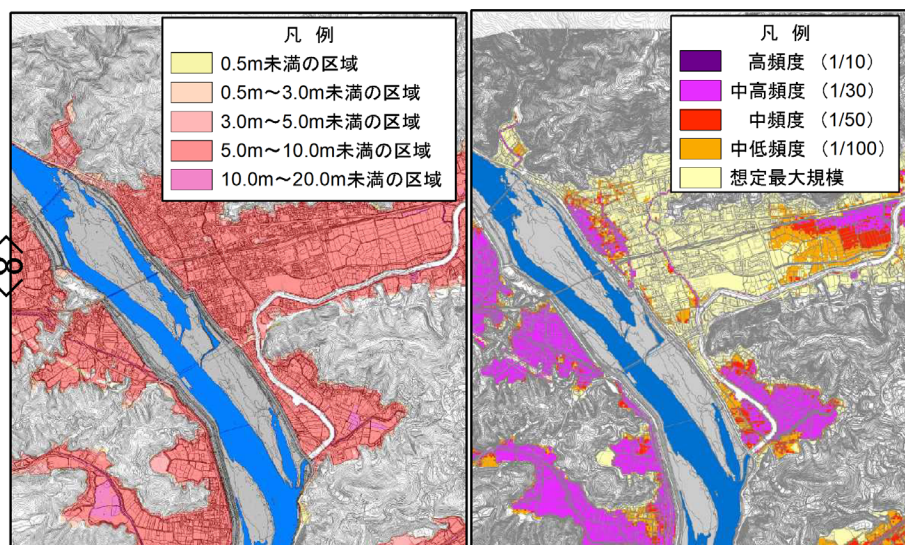
■維持管理・地域振興の工夫

- ・遊水地範囲の整備については、大阪府が用地取得して整備。
- ・遊水地は河川区域に指定されており、公園管理者の東大阪市が占用。
- ・日常の維持管理は東大阪市が実施し、出水時、堤防や池床部の清掃等は大阪府が実施し、安全確認完了後、東大阪市の日常管理に移行。
- ・整備および管理にあたっては、費用負担や管理区分を府市で協定を締結して実施。

浸水リスクを見える化した水害リスクマップ(外水氾濫)の公表 1/2 別添6

- 国土交通省では、土地利用や住まい方の工夫、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討及び企業の立地選択など、流域治水の取り組みを推進するため、浸水範囲と浸水頻度の関係を図示した水害リスクマップ(外水氾濫)を作成・公表。

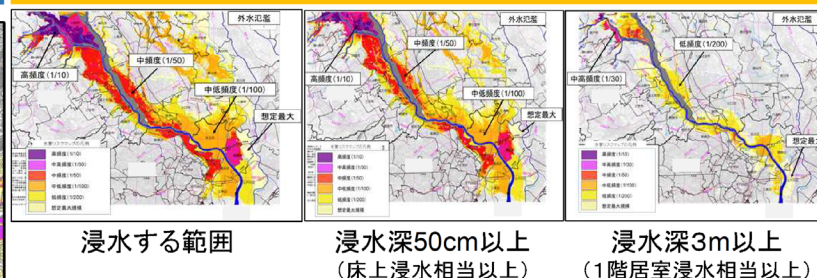
洪水浸水想定区域図と水害リスクマップ



洪水浸水想定区域図
(想定最大規模)

水害リスクマップ
(浸水深3m以上(1階居室浸水相当以上))

水害リスクマップの見方・活用例



<3つの図面を並べて比較>

- **【土地利用や住まい方の工夫に利用する場合】**
⇒居住スペースや1階をピロティ構造にするなど、建築構造の参考にするなどの活用が考えられる。
- **【企業立地選択等に利用する場合】**
⇒浸水頻度の高い場所への施設の立地を避けるほか、浸水確率を踏まえて事業継続に必要な資機材を2階以上に移動する、止水壁を設置するといった対策の検討に活用することが考えられる。
- **【水災害リスクを踏まえたまちづくり・避難所設置に利用する場合】**
⇒立地適正化計画における防災指針の検討・作成への活用などが考えられる。

取組状況

- 最悪の事態を想定して命を守るという観点から、避難が必要となる場所と安全な場所を把握することを目的としている。
- 降雨の発生確率ごとの浸水範囲を表示することで、中小規模の洪水でも比較的浸水しやすい場所が把握できる。
- 全国109の一級水系において、国管理河川の水害リスクマップ(外水氾濫)を公表済。また、水害リスクマップをまとめたポータルサイトを開設。

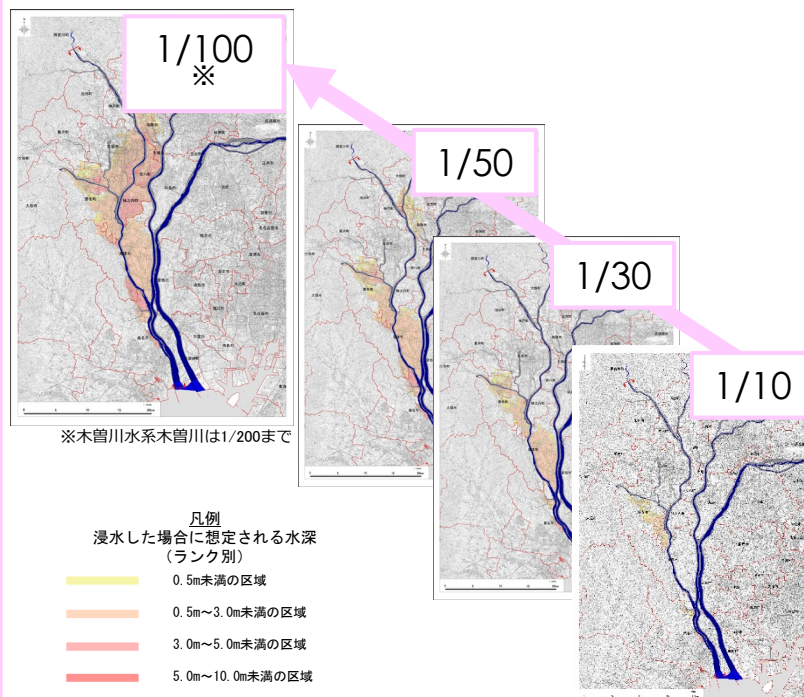


浸水リスクを見える化した水害リスクマップ（外水氾濫）の公表 2/2

木曽川下流河川事務所のホームページでも木曽川、長良川、揖斐川の
「水害リスクマップ」を公表しています。『<https://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/riskmap/index.html>』

<多段階の浸水想定図>

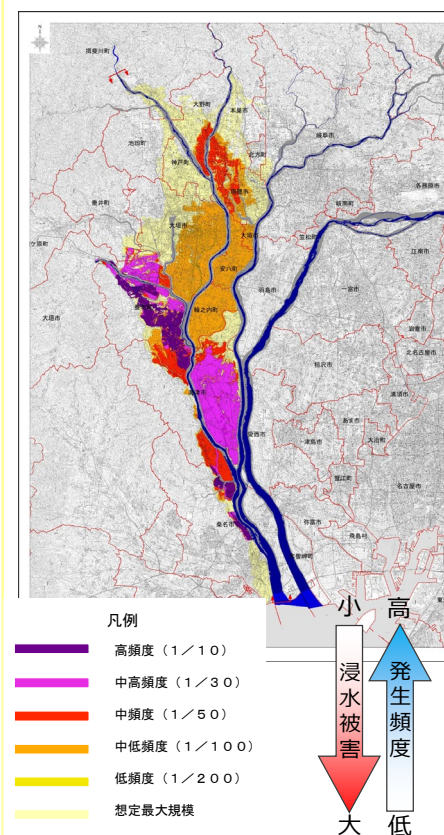
- ・公表済みの想定最大規模に加え、より頻度の高い、複数の年超過確率毎の浸水想定図を作成。
- ・さらに、治水対策の整備段階毎に作成。



<水害リスクマップ>

- ・想定最大規模～頻度の高い複数の年超過確率毎の多段階の浸水想定図を重ね合わせた図面。
- ・各年超過確率毎の浸水域を示した図面。

重ね合わせ



ワンコイン浸水センサ ～官民連携による流域の浸水状況把握～

別添 7

浸水被害の把握

ヘリによる調査

リアルタイム性

- ・悪天候時に調査不可
- ・夜間調査不可



痕跡調査

機動力

- ・広範囲の調査不可
- ・多数の人材確保
- ・専門の技術者が必要



【既存の技術】

ワンコイン浸水センサ

センサの特徴

小型、長寿命かつ低コストで、堤防や流域内に多数の設置が可能な浸水センサ



実証実験に用いている3種類の浸水センサ

- ・小型
- ・低コスト
- ・長寿命

官民連携による浸水域把握イメージ

堤防の越水・決壊などの状況や、地域における浸水状況の速やかな把握のため、浸水センサを企業や地方自治体等との連携のもと設置し、情報を収集する仕組みを構築



【技術開発】

活用イメージ

【災害時】

- ・早期の人員配置
- （道路冠水による通行止め 避難所の開設 等）
- ・ポンプ車配置の検討

【復旧時】

- ・罹災証明（自治体等）の簡素化・迅速化
- ・保険の早期支払い
- ・災害復旧の早期対応

など

スケジュール

令和3年11月～

- ・実証実験準備会合を開催
- ・実証実験に向けてセンサの仕様や実施内容を検討・確定

令和4年3月～

- ・実証実験参加企業の公募

令和4年出水期以降～

- ・モデル自治体において、国・自治体・民間企業等にてセンサを設置し、実証実験を開始
- ・必要に応じ、エリアを拡大

(実証実験モデル自治体)

- 愛知県岡崎市
- 兵庫県加古川市
- 兵庫県南あわじ市
- 徳島県美波町
- 佐賀県神埼市

地方公共団体が管理する河川等に対する支援(地方債の活用事例)

○地方公共団体が単独で実施する「防災・減災、国土強靱化対策」および「公共施設等の老朽化対策」を推進するため、地方債制度により、国土交通省と総務省が協調して支援を実施。

防災・減災に資する河川改修等

緊急自然災害防止事業債

【事業期間】

令和3年度～令和7年度

【地方財政措置】

起債充当率100% 交付税措置率70%

【主な要件等】

地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの

- ② 国庫補助の要件を満たさない河川改修等
 - 総事業費10億円未満の一級、二級河川の改修
 - 総事業費4億円未満の準用河川の改修
 - ・ 普通河川の改修 など
- 流域治水プロジェクトに位置づけられた流域対策
 - ・ 雨水貯留浸透施設の整備、二線堤の築造 など
 - ・ 移動式排水施設の整備



計画的な維持管理のための浚渫

緊急浚渫推進事業債

【事業期間】

令和2年度～令和6年度

【地方財政措置】

起債充当率100% 交付税措置率70%

【主な要件等】

地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの

- 一級河川、二級河川、準用河川、及び普通河川における緊急的に実施される浚渫



河川管理施設の老朽化対策

公共施設等適正管理推進事業債

【事業期間】

令和4年度～令和8年度

【地方財政措置】

起債充当率90% 交付税措置率30～50%

【主な要件等】

地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの

- 排水機場、水門、樋門・樋管等の機能に致命的な影響を与えない部分の改修
- 樋門・樋管等において国庫補助の要件を満たさない規模(事業費が概ね5千万円未満)の改修・更新
- 護岸・堤防の改修
- ダム本体及び周辺施設等において国庫補助の要件を満たさない規模(事業費が概ね4億円未満)の改修・更新





水防活動の「見える化」について(協力依頼)

- 水防団(消防団)の水防活動について、わかりやすく、タイムリーにPR・情報発信していくことが重要。
- 平成29年6月1日付け水防調整官事務連絡「水防活動の「見える化」について」により、水防活動を実施した場合には、都道府県や水防管理団体の水防計画に基づき、報告を依頼しているところ。
 - ・(参照)「水防計画作成の手引き」(都道府県版)第14章「水防報告等」14.2 水防報告
- 水害が発生し、水防活動を実施した場合には、速やかな報告をお願いしたい。
 - ・特に、顕著な水防活動事例については、なるべく早期の報告をいただきたい。
 - ・水防企画室から、報告を依頼する場合もあるので、協力をお願いしたい。
- 水防報告を本省で整理して、本省ホームページに掲載
 - ・(URL) <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/kisotishiki/index4.html>
- 全国水防管理団体連合会(全水管)にも情報提供し、全水管ホームページにも掲載
 - ・(URL) <http://zensuikan.jp/031katudou.html>

浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消

- 近年、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生。
- 水害リスク情報の空白域を解消するため、水防法を改正し、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や海岸、下水道※に拡大。
- 洪水及び高潮浸水想定区域図は令和7年度までに完了を目指し、雨水出水浸水想定区域図は令和7年度までに8割完了を目指す。 ※「全ての一級・二級河川や海岸、下水道」とは、住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や海岸、浸水対策を目的として整備された全ての下水道のこと。

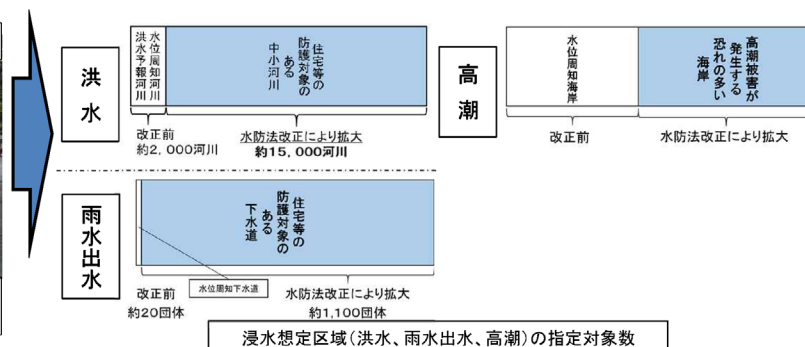
■水害リスク情報の空白域において浸水被害が多発

・令和元年東日本台風では、堤防が決壊した71河川のうち43河川(約6割)、内水氾濫による浸水被害が発生した135市区町村のうち126市区町村(約9割)が水害リスク情報の空白域。



■水防法を改正し、浸水想定区域の指定対象を拡大

・河川(洪水浸水想定区域)では約15,000河川、下水道(雨水出水浸水想定区域)では約1,100団体、高潮(高潮浸水想定区域)が新たに指定対象として追加。



	浸水想定区域図	ハザードマップ
洪水 (河川)	令和7年度までに完了※	令和8年度までに完了目標
高潮 (海岸)		
雨水出水 (下水道)	令和7年度までに約800団体完了※	浸水想定区域図作成後速やかに作成

※ 第5次社会資本整備重点計画KPIに位置付け

防災・安全交付金における基幹事業の創設

○ 浸水想定区域図等の作成を支援するため、防災・安全交付金において基幹事業を創設。

令和4年度より 基幹事業を創設し、ハード整備がない場合であっても浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援

■水害リスク情報の空白域解消に資する予算支援制度

	洪水(河川)		高潮(海岸)		雨水出水(下水道)	
事業名	水害リスク情報整備推進事業		津波・高潮危機管理対策緊急事業		内水浸水リスクマネジメント推進事業	
	浸水想定区域図	ハザードマップ※ ※ 設置義務が市町村にあり、市町村がマップの作成に資する場合は、市町村が作成するものとする。	浸水想定区域図	ハザードマップ	浸水想定区域図	ハザードマップ
実施主体	都道府県	市町村	都道府県、市町村	市町村	都道府県、市町村	市町村
補助率	1／3		1／2		1／2	
支援期間	令和7年度まで	令和8年度まで	—		—	
対象	全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業を実施していない河川		津波・高潮危機管理対策緊急事業に該当する海岸		下水道事業(都市下水路を含む)を実施する全ての地方公共団体	
備考 (その他注意事項等)	○支援期間終了後、洪水浸水想定区域図及び洪水ハザードマップの作成は、原則、効果促進事業による更新のみを対象とする。 ○令和8年度以降、原則、都道府県ごとに全ての河川で洪水浸水想定区域図が公表されていることを防災・安全交付金の河川事業の交付要件とする。		○津波・高潮危機管理対策緊急事業のソフト対策(津波防災地域づくりに関する法律に基づく区域指定に資する調査毎に要する経費)により、高潮浸水想定区域、ハザードマップの作成を支援		○浸水想定区域図等の作成に加え、避難行動に資する情報・基盤の整備や、雨水管理総合計画の策定も本事業の支援対象とする。 ○令和8年度以降、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図が作成されていることを、雨水対策事業に対する交付金の重点配分の要件とする※。	

※雨水出水浸水想定区域の指定対象団体を対象とする。

【概要】

- ・ 居住地域をまるごとハザードマップと見立て、生活空間である“まちなか”に水防災にかかわる各種情報(想定浸水深や避難所の情報等)を標示する
- ・ 市区町村が作成、公表する洪水ハザードマップの情報の更なる周知を図るため実施

【期待される効果】

- ・ 自らが生活する地域の洪水の危険性を実感できる
- ・ 危機意識の熟成と洪水時避難所等の認知度の向上が図られる
- ・ 洪水ハザードマップの更なる普及推進が図られる

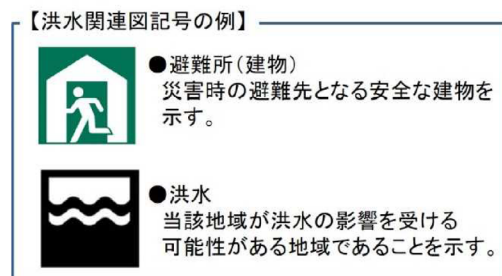
【普及に向けた支援】

- ・ 防災・安全交付金による補助金制度が適用可能
- ・ まるごとまちごとハザードマップ取組事例集を改定(令和3年3月)

<取組事例>



電柱に浸水想定深や
避難所の情報等を標示



〔出典:まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き〕



人目につきやすい
集客施設等の入り口に表示



対象災害と避難場所としての
機能を併記

- 「マイ・タイムライン」とは、住民一人一人が「いつ」「何をするのか」といった災害時の避難行動を時系列的に確認する取組です。
- 国土交通省では、マイ・タイムラインの普及・啓発等を通して、災害リスクの周知徹底と住民一人ひとりの防災意識の向上を図り、円滑な避難行動の支援に取り組んでいます。

■防災教育

地域と連携しながら、マイ・タイムラインの作成や防災教育を通じて防災意識の向上を促進



小学生を対象とした防災教育
(新潟県長岡市)



要配慮者のマイ・タイムライン
作成中の様子(岡山県倉敷市)

■ファシリテーターの育成

マイ・タイムラインを普及させるため、気象キャスター、防災士、消防団、水防団等に対して、ワークショップ等のファシリテーターを育成する講習会を開催



日本防災士機構・日本防災士会と
連携した研修会



消防団を対象とした講習会
(山形県酒田市)

■マイ・タイムラインの作成支援

実施方法などを取りまとめた「かんたん検討ガイド」や、ワークショップの開催の手引き等を公表
全国でのマイ・タイムライン取組事例を取りまとめ、国交省のWEBサイトに公開

●作成の状況 ※避難の実効性を高める「住民自らが手を動かす取組」が重要



ワークショップ形式



小中学校の防災教育



専門家等による
理解を深める工夫
お天気キャスターによる
進行や解説

■防災・安全交付金による財政支援

河川事業(ハード整備)と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業として、効果促進事業により、マイ・タイムライン普及に向けた取組を支援(補助率1/2)

市町村災害対応統合システム (IDR4M) 開発の背景と目的

市町村が避難判断を行う際の課題

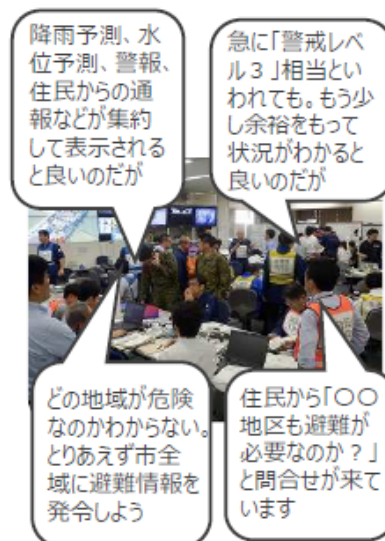
- ・ **リードタイムを十分確保して避難の準備**を行いたいののに、どこで、いつ災害リスクが高まるのかが分かる情報がない
- ・ 災害リスクが高まってくると**各方面から重要情報が同時多発**で入ってくるので処理しきれない
- ・ 災害リスクが高まっている**真に避難が必要な地域に可能な限り絞り込んで避難情報を発令**したい



課題解決のためIDR4Mを開発

IDR4Mとは

- ・ 市町村が十分余裕を持って小エリア毎にタイミングよく避難情報を発令できるよう支援情報を提供する



市町村災害対応統合システム (IDR4M) の概要

避難指示を発令する市町村長にとって現状とは・・・

- ① とりあえず全域に避難指示を発令するということがないよう、どの地区で災害リスクが高まっているのかわかる情報が欲しい。
- ② 急に「警戒レベル3」相当と言われたときでも、時間に余裕をもって避難指示相当の状況に達する見込みがわかるようにしてほしい。
- ③ 避難情報を発令する頃は役場も大変な状況なので、その意思決定に必要な情報を一度にまとめて見られるようにしてほしい。

IDR4Mにお任せください！！

IDR4Mが提供する情報

WEBブラウザ上で利用可能。

IDとパスワードがあれば、いつでも、どこでも情報を入手可能

- ① 小エリアごとの災害リスクの状況を地図や一覧表で表示



B市長の体験談

IDR4Mの小エリアごとの災害リスク情報により、より多くの住民の避難行動につながるきめ細かい発令ができる。

- ② 6時間先までの災害リスクの推移を10分更新で表示

IDR4Mの6時間先までの予測により早めに準備、発令が可能となり、住民の余裕を持った避難につながるのありがたい。



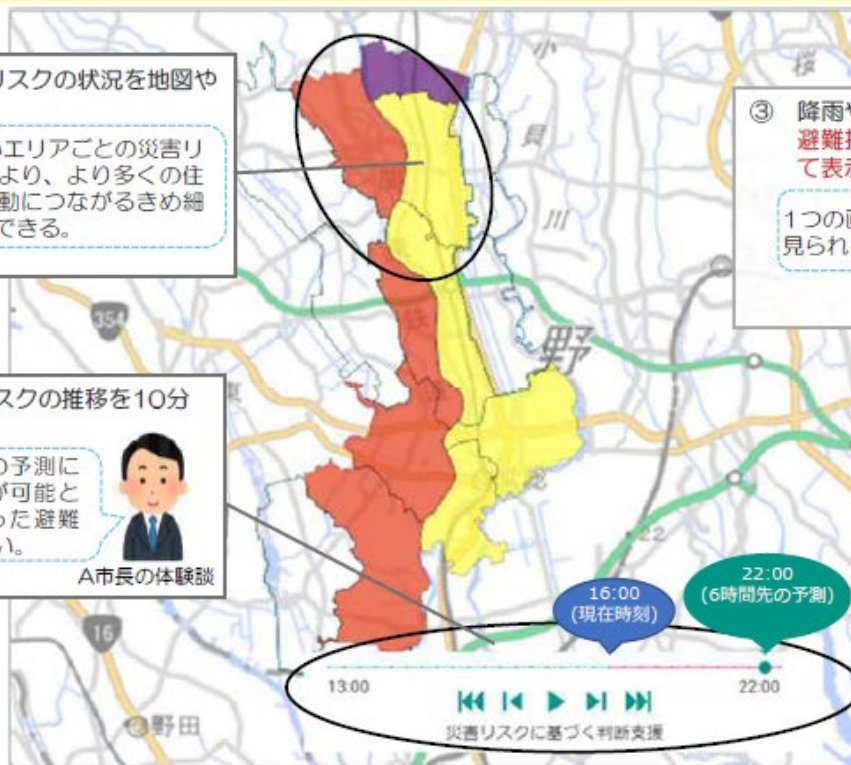
A市長の体験談

- ③ 降雨や水位予測、気象警報や警戒情報など避難指示の意思決定に必要な情報をまとめて表示

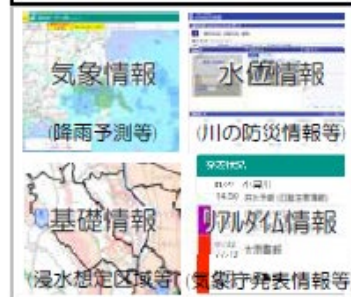
1つの画面で雨や水位などの情報が見られるので使いやすい。



C市防災担当者の体験談



IDR4Mに様々な情報を集約



IDR4Mの社会実験の概要

【目的】

国土交通省では、流域における水害対策向上のため、都道府県や市区町村と連携してIDR4M※を流域単位で導入拡大し、その有効性を確認する社会実験を行います。流域全体を統合した精度の高い水害リスク情報を提供することにより、流域治水の推進を加速化します。

※IDR4M：市町村災害対応統合システム。市町村長による避難情報発令の判断を支援するため、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラムSIPの第2期（平成30年度～令和4年度）で国土交通省の協力のもと開発されたシステム。

「戦略的イノベーション創造プログラムSIP」の詳細は以下HPを参照ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/>

【期間（予定）】

令和5年度～7年度

【施策内容】

- IDR4Mについて、SIP第2期のモデル市区町村の周辺自治体や導入を希望する自治体に導入し、全国展開を進めます。
- 国（河川事務所）、都道府県、市区町村でIDR4Mを活用して情報共有を行い、的確な災害対応や避難判断を支援し、IDR4Mの使いやすさを向上させます。
- 運用の安定性確保や効率化、運用コストの低廉化を図り、IDR4Mの持続的な運用体制を確立します。
- 自治体が既に所有している防災システム上でIDR4Mの解析情報等を活用できるよう、API提供の実証実験を行う。

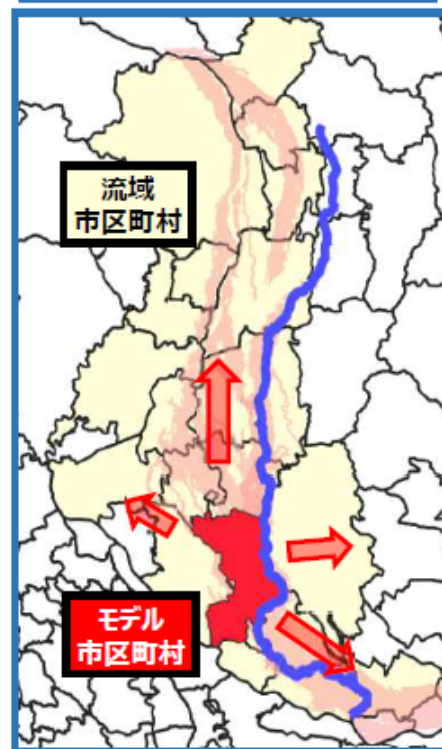
【協力依頼内容】

- IDR4M構築に必要な情報の提供をお願いします。（⇒p.4 協力依頼内容① を参照）
- 出水期においてIDR4Mの画面を閲覧頂き、システム改善等の意見があればご提出をお願いします。（⇒p.5 協力依頼内容② を参照）

【IDR4Mの利用料】

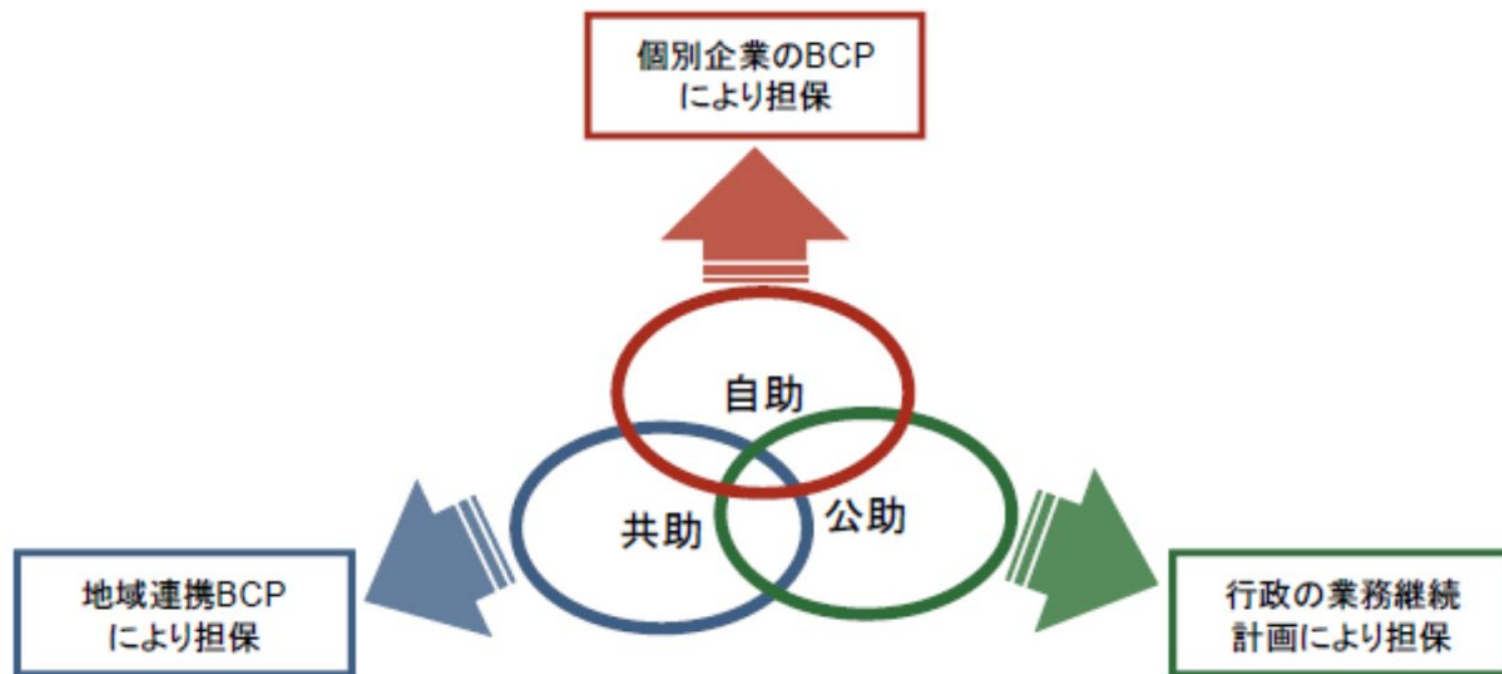
- 社会実験の期間中はIDR4Mを無料でお使いいただけます。
- 社会実験後の運用体制、費用負担のあり方等については、社会実験の実施状況を踏まえて並行して検討を進めます。
- 社会実験後にIDR4Mの利用を継続するかは自治体の任意です。

流域治水への導入イメージ



「共助」を担保・強化する地域連携BCP

- 「大規模地震発生時などには、自助・共助・公助の連携が重要」と言われる。地域連携BCPとは、このうちの、地域としての「共助」を担保・強化する枠組みとなるもの。



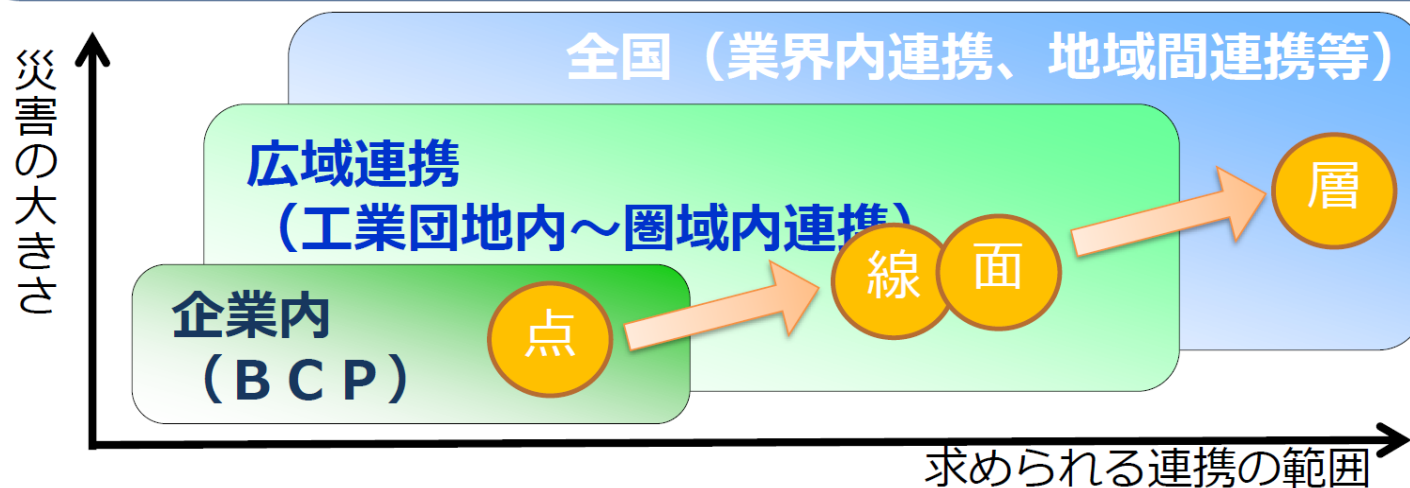
地域連携BCPとは

BCPとは

- ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定。
- 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定。
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策を策定。

地域連携BCPとは

- 個社BCPの策定促進を図るとともに、企業が単独ではできない取組を地域等で連携
- 具体的には、企業間、行政・インフラ関係機関等との連携によって、個社BCPの限界を補完し、企業の事業継続力をより強化するもの



災害に強い産業の構築を目指す

3

経営資源に対する自然災害リスクと感染症リスク

経営資源		地震による影響（例）	水害による影響（例）	感染症による影響（例）
ヒト		- 従業員が自然災害の直接的・間接的影響で死傷する。 - スキルや決裁権限を有している社員が出社できない。 - 自宅が倒壊し、当面向社できない。		- 従業員が感染症で死亡する。 - スキルや決裁権限を有している社員が出社できない。
モノ	建物	- 建物が著しく損傷し、立ち入れない。このため、事業活動を継続できない。 - 復旧のために多額の費用を要する。 - 休業損害が生じる。		—
	設備	- 設備が損傷し、事業活動を継続できない。 - 損傷した設備と同じ型の設備の生産が終了しており、再調達できない。 - 復旧のために多額の費用を要する。 - 休業損害が生じる。		—
	ライフライン	- 電気、水、ガスなどの供給が停止し、事業活動を継続できない。 - ライフラインの途絶により、冷蔵保管品等を廃棄せざるを得なくなる。		—
	サプライヤー	- 物流が寸断することで、サプライヤーから原料等が調達されない。 - 自社は被災しなかったが、サプライヤーが被災し、原料等が調達されない。その結果、自社の業務が停止する。		サプライヤーの事業活動が停止し、原材料等の調達が出来なくなる。
カネ		- 事業活動が停止することで収入が途絶える。 - 人件費などの固定費の支払いが継続する。		- 事業活動が停止することで収入が途絶える。 - 人件費などの固定費の支払いが継続する。 - 社会的要請に応じて、業務を停止せざるをえず、収入を得られない。
情報		- サーバーの損壊によりデータが滅失し、受注状況などが把握できなくなる。 - ネットワークの途絶により、システムが利用できなくなることで、業務効率が著しく低下する。		—

なぜ地域連携 B C P が必要なのか

□ 東日本大震災の教訓

- 東日本大震災では、単独企業のBCPだけでは対応できない限界、言い換えれば、同地域企業、サプライチェーンの依存関係企業といった、他企業との連携の必要性を認識する機会となった。
- 特に同一の地域には、工業団地やコンビナートのように、同業種や、サプライチェーン依存関係のある企業が集合している場合が多いことから、緊急時における地域企業間の連携は、それら企業全体の防災力や事業継続力向上の基礎となる。

□ 地域の取引を守るための「地域連携 B C P」

- 東日本大震災及び熊本地震では、震災後、多くの業種、企業で、代替生産などに伴う取引関係の地域外流出が発生した。この中には、同地域には戻らなかった取引も数多く存在した。
- 大規模地震が発生した場合に同様の事態に陥らないようにするためには、個別企業の防災活動やBCP策定の取組みと合わせて、地域として防災力や事業継続力を高めることにより、有事においても外部に流出する取引を最小限に留め、かつ取引先の信頼を向上させることにより、確実に取引関係が回復する仕組みを築くことが必要である。
- その手始めとして、地域一体となった企業同士の防災力・減災力向上のための計画、「地域連携BCP」が重要となる。

地域連携BCPのメリット

1. 類似対策の集約による効率化、モノ・情報の共有、情報の共同発信
 - 企業の事業継続では個社のBCP（自助）が基本となるが、個社のBCPでそれぞれが実施している作業のうちの共通的な部分について、地域内で連携することにより、効率化を図ることができる。
 - 例として、当該地域における大規模地震の被害想定に関する情報は、地域共通に活用できる。
 - また、非常用物資や資機材、情報通信機器の確保など、それなりの投資が必要となるために個社のBCPでは対応が困難な対策も、企業が連携し、共有化を図ることで、個社の投資額を抑えることができる。
 - 緊急時において、地域企業連携のための地域共同の対策本部を設置することや、地域共通の避難場所を事前に設定すること、地域としての情報を対外的に共同で発信することも、このメリットに相当する。

地域連携BCPのメリット

2. 集団による交渉力の強化

- 大規模地震発生時などには、設備メンテナンスや物流などの事業者との連携が早期復旧の鍵となるが、緊急時にはこれら事業者は「供給不足」となり、企業単体としての交渉では、自社に対して優先的な対応を期待することが難しくなる。そこで、地域連合として集団で交渉することにより、交渉力が強化される。
- 相手側からすれば、地域内企業の窓口が一本化されることで、個社毎の調整が不要となるため、結果的に地域としての優先順位が高まることや、スケールメリットによるコスト効果が期待できる。
- 自治体や行政との交渉においても、インフラ関連整備など、地域としての要望をまとめて伝えることで、迅速な反応が期待できる。

地域内交流の場を設置する

- 災害時における連携を実現するために、地域連携において不可欠となる企業間交流の基盤を構築して、地域としての連帯感の醸成を図る。
- 日ごろから地域内企業同士での交流の場、情報連携等の仕組みがあり、機能していれば、大規模地震など発生時においても、企業が即座に連携しやすくなる。
- そのため、「緊急時のみを対象とした地域連携」ではなく、平常時からの地域内企業の交流を主眼とすることが望ましい。
- 立上げ時には、地域内のキーパーソンの発起により取組みを開始させると、円滑に進められる場合がある。

【取組事例】

➤ 明海地区事業継続計画（BCP）の構築に向けて

愛知県三河港明海地区の臨海工業拠点地区では、国内外の産業とサプライチェーンで結ばれた100社超の事業所が集積し、豊橋市の重要な産業拠点となっていることから、東海・東南海連動型地震に際して事業継続が可能となるように、明海地区防災連絡協議会を形成し、立地企業の総意としての「明海地区BCP構築」を目指し、連携の取組を進めている。

産業の事業継続力向上プラン

- 産業の事業継続力向上プランは、中部版地方強靱化BCPに資するために、個社、サプライチェーン、自治体、工業団地等の地域ブロックの各主体でBCPを策定するにあたり、必要となるポイント等を整理したもの。

BCP	概要
個社BCP	中小企業における個社BCPの策定率が伸び悩んでいることを受け、平時のメリット（生産性向上、経営改善等）も併せて追求するという切り口でのBCP策定促進策の有効性やあり方を整理。
サプライチェーンBCP	取引先間での連携のあり方や、サプライチェーンリスク管理システムの運用、有事の際の被害状況報告等のルールなどに関するポイントを整理。
自治体BCP	過去の災害における、立地企業の速やかな事業復旧支援の事例を参考に、自治体BCPに、自治体の取組において考慮すべき産業集積を維持（拡大）することを目的としたポイントを整理。
地域連携BCP	各企業集積地において、個社間、サプライチェーン間、自治体やインフラ事業者と企業集積地間（地域連携体）において連携すべき事項を整理。

“災害に強いものづくり中部”の構築に向けた取組

各地域における事業継続力の強化に向けて、地域連携BCPの取り組みの横展開及び継続的な取り組みへのフォローアップを実施

- 松阪中核工業団地（松阪市）において、官民連携ワークショップを開催。
- 可児工業団地（可児市）において、地域内のリソース調整・マッチング機能の整備に向けた自治体及び復旧関連事業者との協議を実施。
- 明海工業団地（豊橋市）に現状の取組をヒアリングし、次のステップへ向けた取り組みを検討。

取り組み事例 1 (可児工業団地)

平成28年度以来の継続した取り組みにより、継続的な改善活動ステージまで到達。令和3年度には、これまでの取り組みを振り返り、災害時における地域産業の早期再開に向けた地域内のリソース調整・マッチング機能の整備を再確認。
(内閣官房国土強靱化推進室予算活用)

- 可児工業団地では平成28年度から、継続的にセミナー、BCPの策定支援、演習等を実施。
- 令和元年度以降は、可児市及び可児工業団地にて引き続き関係性を構築。具体的施策として以下の取り組みを行っている。
 - ① 共通タイムライン
 - ② 必要な資源リスト
 - ③ 課題管理表
- 可児市と協同組合岐阜県可児工業団地管理センターとの間で「災害時における情報の提供に関する協定書」を締結。

取り組み事例 2 (明海工業団地)

過年度に官民連携BCPを推進した明海工業団地においては、継続的なマネジメント活動が実現できているかについての実態調査及び要因分析を実施予定。

(内閣官房国土強靱化推進室予算活用)

<これまでの取り組み>

- 平成28年度、29年度において、官民連携に向けた地域連携の課題と対応策の検討・抽出を実施済。
- 令和3年5月、コロナ禍でリアルでの打合せができないため、Webでのミーティングを実施。
- 今年度は「明海地区における地域連携による防災及びBCPガイドライン（仮称）」素案の策定に向け、団地内の中心的企業がリーダーシップを取って推進中

取り組み事例 3 (松阪中核工業団地)

団地内の現状（リスク、課題等）を認識することで、平時及び災害時において団地内企業が団地内外の組織と連携する必要性・メリットについて自分事として再認識する。

(内閣官房国土強靱化推進室予算活用)

<これまでの取り組み>

- 令和3年5月～12月、コロナ禍でリアルでの打合せができないため、Webでのミーティングを複数回実施し、今年度の進め方やワークショップの実施内容について検討。
- 7月～8月にかけて、松阪市役所による団地内企業ヒアリングを実施。各社の取り組み状況を把握。
- 団地内および松阪氏との連絡体制・情報連携について具体化するため、官民連携ワークショップを開催。

ワークショップの実施内容（松阪中核工業団地）

■ 官民連携ワークショップ

テーマ1 団地内の被害状況を 迅速に把握する （官民連携） ★対象 団地内企業・松阪市	被害想定を踏まえ、団地内の被害状況を迅速に把握するために、各企業と松阪市で検討する。 ・各企業が、報告する内容及び手段の検討、課題の抽出 ・松阪市が企業から入手する情報及び手段の検討、課題の抽出
テーマ2 団地内の産業の早期 復旧を行う （官民連携） ★対象 団地内企業、松阪市	被害想定を踏まえ、団地内の産業の早期復旧を行うために、各企業と松阪市で検討する。 ・各企業が、松阪市から入手したい情報及び手段の検討、課題の抽出 ・松阪市が企業へ提供できる情報及び手段の検討、課題の抽出